

令和 8 年度第 2 回美浦村定例教育委員会議事録

○開会日時 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午前 9 時 3 0 分

○閉会日時 令和 8 年 5 月 2 6 日（火）午前 9 時 5 5 分

○開会場所 美浦村役場 3 階 大会議室

○出席委員等

教育長	小松 正樹
教育長職務代理者	田組 順和
委 員	木村 寿
委 員	林 美恵子
委 員	武田 美佐登

○出席事務局職員

教育部長	正慶 將暢
学校教育課長	坂本 昌彦
指導室長	石川 登
子育て支援課長	葉梨 裕美
生涯学習課長	糸賀 一欽
美浦幼稚園長	矢崎 和子
大谷保育所長	広瀬 良子
木原保育所長	加藤 厚子

○欠席委員 なし

○傍聴人 0 人

○提出議案及び議決結果

案 件		審議結果
議案第 1 号	美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則	可決
議案第 2 号	美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則	可決
議案第 3 号	美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱	可決
協議第 1 号	美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について	可決
協議第 2 号	美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取について	可決
協議第 3 号	令和 8 年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について	可決

○正慶教育部長

おはようございます。定例教育委員会にご参会、大変お疲れさまです。

開会に先立ちまして、本日の日程についてご審議いただきますようお願い申し上げます。

会議は、原則として公開としておりますが、教育委員会会議規則第15条の規定により「人事に関する事件その他の事件について、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決したときは、これを公開しないことができる。」とされております。

本日の「協議第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について」から「協議第3号 令和8年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について」は、美浦村議会定例会提出前の議案でございますので、公開しないことにしたいと思います。

また、「議案第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則」及び「議案第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則」につきましては、「協議第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について」及び「協議第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取について」に関連する議案でございますので、公開しないことにしたいと思います。ご異議ございませんか。

～異議なしの声あり～

ありがとうございます。異議なしのお声をいただきましたので、協議第1号から協議第3号及び議案第1号並びに議案第2号は公開しないことといたします。

それでは、教育委員会会議規則第8条の規定によりまして、教育長に議事進行をお願いいたします。

○小松教育長

ただいまより令和8年度第2回定例教育委員会を開会いたします。

本日の会議は、全員出席いただいておりますのでよろしくをお願いいたします。

教育委員会会議規則第17条第2項により、議事録署名委員を指名いたします。林委員をお願いいたします。

それでは本日の日程をご報告いたします。

先ほど教育部長が申し上げましたように、議案第1号及び議案第2号の規則は、協議第1号及び協議第2号の条例に関する議案でございますので、まず、協議事項として、協議第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について、協議第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取についてを協議いただき、次に、付議事項として、議案第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則、議案第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則を審議いただき、次に、議案第3号 美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱、協議第3号 令和8年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取についての順で行いたいと思います。

皆様のご協力をお願いします。

○小松教育長

それでは議事に入ります。

協議第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例にかかる意見聴取について。事務局の説明をお願いします。

矢崎幼稚園長。

【協議第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例に係る意見聴取について】

【美浦幼稚園長 説明】

【非公開】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。
よろしいですか。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は村長部局に同意すると回答することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

協議第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取について。事務局の説明をお願いします。

広瀬大谷保育所長。

【協議第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例に係る意見聴取について】

【大谷保育所長 説明】

【非公開】

【質疑応答】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。
田組教育長職務代理者。

○田組教育長職務代理者

ご説明ありがとうございました。

ちょっとわからないので教えていただければと思います。幼稚園の方が給食費で、保育所の方が副食費とおやつということですが、これは無償化していくうえで、何か違いがあるのですか。

○小松教育長

広瀬大谷保育所長。

○広瀬大谷保育所長

幼稚園の方は、ご飯も一緒に提供しているので給食ですけども、保育所の方は、3・4・5歳児は、ご飯をお家から持参しているので、副食費という名前になっております。

○田組教育長職務代理者

ありがとうございました。

○小松教育長

ほか、ありますか。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は村長部局に同意すると回答すること

に決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

議案第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則について、事務局の説明をお願いします。

矢崎幼稚園長。

【議案第1号 美浦村幼稚園給食費の無償化に関する条例施行規則】

【美浦幼稚園長 説明】

【非公開】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

議案第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則について、事務局の説明をお願いいたします。

広瀬大谷保育所長。

【議案第2号 美浦村保育所副食費等の無償化に関する条例施行規則】

【大谷保育所長 説明】

【非公開】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

議案第3号 美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱について。事務局の説明をお願いします。

葉梨子育て支援課長。

○葉梨子育て支援課長

【議案第3号 美浦村乳児等通園支援事業実施要綱の一部を改正する要綱】

【子育て支援課長 説明】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見ご質問のある方はお願いいたします。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は原案の通り可決することに決定いたしました。

次に移ります。

○小松教育長

協議第3号 令和8年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について、事務局の説明をお願いします。

【協議第3号 令和8年度美浦村一般会計補正予算に係る意見聴取について】

【糸賀生涯学習課長 説明】

【矢崎幼稚園長 説明】

【広瀬大谷保育所長 説明】

【非公開】

【質疑なし】

○小松教育長

事務局の説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方はお願いいたします。

よろしいですか。

ご意見、ご質問がないようですので、本案は村長部局に同意すると回答することに決定いたしました。

○小松教育長

続きまして、その他に入ります。

事務局からの案件はございませんので、委員の方で案件がございましたらお願いいたします。

よろしいですか。

○小松教育長

それでは以上をもちまして、令和8年度第2回定例教育委員会を閉会します。